

令和5年
春の全国交通安全運動

期間 5月11日(木)～5月20日(土)

スローガン かぶろう 命のおまもり ヘルメット



令和4年度茨城県交通安全ポスター作品コンクール

最優秀賞 (茨城県知事賞)
水戸市立見川中学校2年 (コンクール当時)
今泉 佑惟 さんの作品

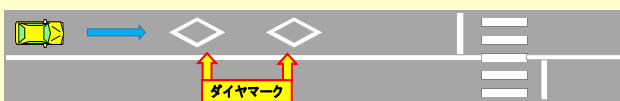
主唱 茨城県交通対策協議会

【重点1】 こどもを始めとする歩行者の安全の確保

【重点2】 横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上

入学や進級を迎える4月以降、全国的に小学生の歩行中・自転車乗車中の交通事故が増加する傾向にあります。令和4年中の子供（幼児、小・中学生）の負傷者数は442人（前年比32人増）となっています。横断歩道や通学路は歩行者優先です。安全運転を徹底し、思いやりのある運転をしましょう。

「ダイヤモンドが見えたら前方に横断歩道あり」



◇(ダイヤモンド)の先には、必ず横断歩道又は自転車横断帯があります。ダイヤモンドを見つけたら、減速進行し、横断歩道付近の歩行者の有無を確認、横断歩行者がいる場合は、一時停止の義務があります。(道路交通法第38条第1項 前段・後段)

- 横断歩道の手前では減速し、いつでも停止できる速度で走行しましょう。横断歩道は歩行者優先です。歩行者がいる場合は一時停止で、歩行者の安全を守りましょう。
- ヘッドライトの早め点灯、夜間ライトのこまめな上下切替えて、歩行者の発見に努めましょう。
- 譲り合いの気持ちで、ゆとりを持って運転しましょう。



【重点3】 自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

大切な命を守るため、頭部を保護することは非常に大切です。自転車乗車時はヘルメットを着用するなど、交通ルールを遵守した安全運転を心掛けましょう。(道路交通法の改正により、令和5年4月1日から乗車用ヘルメットの着用が努力義務化)

自転車安全利用五則

(令和4年11月改定)

- ① 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用



交通事故死ゼロを目指す日 : 5月20日(土)